



ポンプ・リスクマネージメント通信 No.2

「安全な医療を提供するための10の要点」より

10) 環境整備 整えよう療養環境 つくりあげよう作業環境

- 療養環境の整備は、患者の快適性の観点からだけでなく、転倒・転落等の事故予防の観点からも重要です。
- 作業環境の整備も、手順のミスを防ぐなど、事故防止につながります。
- なお、作業する場所だけでなく、記録や医療機器等も作業環境の一環として整備する必要があります。
- 医療機器等はその特性をよく理解し、安全に使用することが必要です。

【具体的な取組に向けて】

施設内の整理・整頓・清潔・清掃に取り組みましょう。

他の人にもわかりやすい正確な記録を心がけましょう。

医療機器等は操作方法をよく理解し、始業・終業点検や保守点検を行った上で使用しましょう。

厚生省医療安全対策検討会議ヒューマンエラー部会より公表(平成13年9月11日)

こんなポンプ あなたの身近にありませんか？



輸液剤で
ベタベタ



- 滴下した高カロリー輸液をそのまま放置したら固着してフィンガー駆動部が動かなくなった。
→高カロリー輸液やブドウ糖は固着するとガチガチに固まってしまう。無理に動かすと故障の原因にもなります。滴下した輸液剤はすぐにふき取りましょう。

ドアヒンジが
こわれてる



見た目は
普通だけど...

- 落下したけどドアは閉まるしとりあえず動いているからそのまま使用。
→ドアに歪みが生じると正しくチューブを挟むことができなくなり流量異常がおこる可能性があります。閉塞及び気泡センサーも正常に機能しない場合もあります。見た目は大丈夫でも落下した時は点検に出しましょう。

突然バッテリー切れ

- 数年間点検していないまま病棟で緊急用として置いていたポンプをバッテリーで使用したら、急に電源が落ちた。
→バッテリーは消耗品です。2年を目安に交換をお願いします。

シリンジポンプの
ゴムがボロボロ



- シリンジポンプのブーツゴムは破れる前に交換しましょう。
→ブーツ穴より薬液が侵入すると内部の基板がショートしたり薬液固着により駆動部にストレスがかかる恐れがあります。2年を目安に交換しましょう。

こうならないためにも、

点 検

と

保 守

が大切です。

うらへ続く

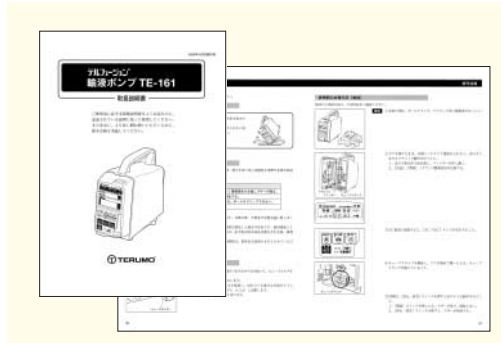
保守・点検

弊社のアンケートで流量過多過少の原因として「故障」が挙げられています。

輸液ポンプ	第1位原因	故障	20%
シリンジポンプ	第1位原因	装着ミス	19%
	第2位原因	故障	17%

弊社製品総点検運動アンケート
輸液ポンプ使用経験より
(n=1001)

故障で事故を起こさないためにも
点検・保守は重要です。
取扱説明書の「保守点検」の項目内容に
従い実施して下さい。



- ・使用前、点検を必ず行う。
- ・消耗品交換の目安を確認して下さい。
- ・保守点検チェックリストを活用下さい。
(チェックリストは取扱説明書に記載されています)



消耗部品交換の目安<輸液ポンプTE-161の場合>

部品名	経過年数	交換の目安
バッテリー	1.5年~2年	充電しても短時間で[バッテリー]警報表示が点滅しブザーが鳴る。
モーターユニット	2~3年	流量の異常、動作中に異音が発生する。
ポールクランプ	2~3年	薬品による変色、破損箇所がある。ポールをグリップできない。
ドアシールゴム	2~3年	破損、変形がある。

ポンプを安全にお使い頂く為に

医療用ポンプは薬液を自動注入する精密機器です。各種センサーを内蔵し、精密持続注入を行います。ポンプを正確に作動させるためには、センサーを始め、モーターやベルトなどを定期的に点検、調整を行うことが必要です。これを怠りますと、精度不良や検出エラー等を起こし、医療事故に繋がる可能性もあります。

平成8年に医療法が一部改正され、医療機関様においては自身で医療機器の保守点検を行うよう義務付けられております*1。医療機関様で実施できない場合は、メーカー等でも請負代行することができます。ただし、医療用具業公正取引協議会の指導により、有償にて承っております。また、長期に渡りご使用された機器に関しては、別途オーバーホールなどの保守点検をお勧めします。

弊社ポンプの保守点検が医療機関で実施できない場合は、テルモ及び弊社指定の代理店でもお受けいたします。ポンプの機種・ご使用年数に合わせた最適なテルモプリベンティブメンテナンスをお勧めいたします。また、次回ポンプリスクマネージメント通信では保守点検付きリリースについてご紹介いたします。



点検

点検対象: 弊社輸液ポンプ又はシリンジポンプ
点検内容: 動作確認について実施→外観検査、性能検査(流量精度、各種警報機能の動作)
点検結果、修理や消耗パーツ交換が必要となった場合は、別途お見積りご相談させていただきます。

*1 平成8年3月に医療法の一部が改正され医療機関側には「保守点検の実施」が義務付けられ、「医療機器の保守点検の外部委託」が制度化
(厚生省健康政策局長 通知 平成8年3月26日 健政発第263号)